

第3章 製造業元方指針の背景と考え方及びその概要

ここでは「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」（以下「製造業元方指針」）についてその策定の経緯と趣旨・考え方等全体概要を示す。またこれらの内容の正しい理解のため、この章の3.2に労働安全衛生法（以下「安衛法」）と関連指針における用語の解説を加えた。

なお作業間の連絡調整等の製造業元方指針の主要な内容については第4章で触れ、安衛法及び労働安全衛生規則（以下「安衛則」）の各条文、指針他通達内容は参考資料に示す。

3. 1 指針策定の背景と考え方

3. 1. 1 製造業を対象とした法改正と指針通達となった背景

（1）従来からの元方事業者の責務

従来から昭和47年施行の安衛法で、当該事業全般について権限と責任を有している元方事業者に対し、関係請負人またはその労働者が法令に違反しないように指導、または是正の指示を行う等の一定の義務が安衛法第29条で課せられてきた。

安衛法 第29条 第1項及び第2項

元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならない。

2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行なわなければならない。

併せて関係請負人又はその労働者は、上記の元方事業者の指示に従わなければならないとされている。（上記の安衛法第29条の第3項）

これは、①関係請負人の労働災害の発生率が元方事業者に比して高い、②関係請負人は危険、有害性の高い作業を分担することが多い、③関係請負人の作業場所は元方事業者の事業場構内であり自主的な努力のみでは十分な災害防止の実があげられない、といった背景事情がある。

（2）平成17年の法改正（平成18年施行の安衛法）での製造業への新たな法規制

一方、製造業においては、業務請負の増加と、それを背景とした労働災害が目立つようになり、とりわけ鉄鋼業、化学工業、自動車製造業などの大規模製造業については、平成15年夏以降に相次ぐ重大な事故・災害が発生した。これらを受けて厚生労働省においては、大規模製造業の自主点検と緊急対策要領を通達するとともに、平成16年に「今後の労働安全衛生対策の在り方に係る検討会」報告書を取りまとめ、下記のように同一の作業場所において元方事業者と請負事業者が作業を行う場合、元方事業者が一元的に連絡調整等の統括的な安全衛生管理を行うべきと提言された。

イ 元方事業者による安全衛生対策の調整

事業運営においてアウトソーシングが進行しており、製造業等において、同一の場所において指揮命令系統の異なる労働者が混在して作業をすることによる危険が増大することが懸念されている。

大規模製造事業場に対する自主点検結果によれば、作業間の連絡調整が十分になされていない場合等には災害の発生率が高くなっていることから、同一の作業場所において元方事業者と請負事業者が作業を行う場合には、同一作業場で作業する労働者について、一元的に連絡調整等の安全衛生管理を行う統括的な管理を行うべきであり、その主体は元方・請負の契約関係から元方事業者であることが適当である。特に製造業等においては、元方事業者が請負事業者との間でより緊密な連携を図り、労働災害の発生を防止するための対策を講じることが必要である。

こうした経過を踏まえ、元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害（以下「混在作業による労働災害」という。）を防止するため、造船業を除く製造業の元方事業者に新たに作業間の連絡調整の実施等が義務付けられた安衛法第 30 条の 2（安衛法第 120 条に罰則規定あり）が新設され関連する安衛則の改正が行われた。

安衛法 第 30 条の 2（以下は第 30 条の 2 の第 1 項と安衛則 643-3～643-6 を含む内容）

製造業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害の防止のため、次の措置を講じなければならない

- (1) 随時、元方事業者と関係請負人、また関係請負人相互間の連絡・調整を行うこと。
- (2) クレーン等の運転等についての合図の統一、事故現場等を表示する標識の統一、有機溶剤等の容器の集積箇所の統一、エックス線装置に電力が供給されている場合における警報の統一と、これらについての関係請負人への周知

併せて関係請負人にも上記の事項が義務付けられた。（改定後の安衛法第 32 条）

また化学物質を取り扱う設備等の改造、清掃等の注文者の講ずべき措置として、安衛法第 31 条の 2 により、化学設備等で取り扱う物の危険性及び有害性等の文書による情報伝達が義務付けられた。

安衛法 第 31 条の 2

化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3. 1. 2 安衛法の改正と製造業元方指針の関係

製造業元方指針は、製造業（造船業を除く。）における元方事業者及び関係請負人の労働災害

の防止を図ることを目的とし、元方事業者による関係請負人も含めた事業場全体にわたる安全衛生管理（以下「総合的な安全衛生管理」という。）を確立するため、上記のとおり、元方事業者及び関係請負人のそれぞれが法令に基づき実施しなければならない事項のみならず、実施することが望ましい事項を併せて示したものである。

以下の図 3.1 に製造業元方指針の全体構成概要と安衛法上の義務事項の関係を示す。

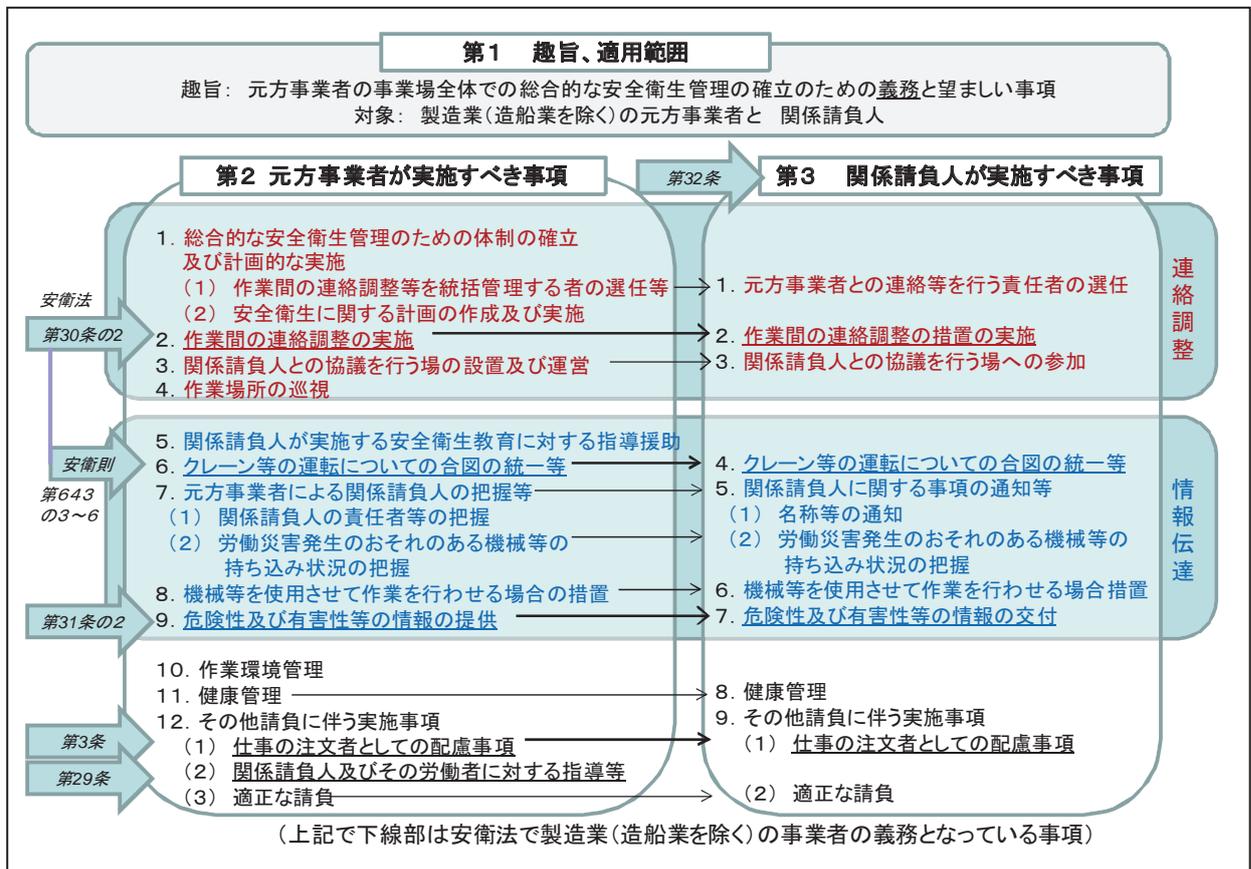


図 3. 1 製造業元方指針の全体構成概要と安衛法上の義務事項

以上のまとめとして、製造業元方指針が関連する安衛法と通達（指針等）の関係概要を図 3.2 に示す（主要な安衛法の条文と関連指針原文は参考資料参照）。



図 3. 2 製造業元方指針に関連した安衛法の法体系概要

なお、上図 3.2 の関連通達の所に記載したように、厚生労働省では平成 20 年度以降の 5 年間の労働災害防止計画において「請負労働者等が混在する作業間の連絡調整をはじめとする法令及び指針に基づく措置の周知徹底を図る」としており、平成 21 年度から順次鉄鋼、化学、自動車の各製造業向けにマニュアル作成と周知のための研修会を行っているところである。

3. 2 用語の説明と自動車製造業への適用

ここでは、製造業元方指針の中で、重要となる用語の定義を順次説明することとする。

まず、本指針で頻繁に出てくる「一の場所（または同一の場所）」（「混在作業」を含む）の概念、考え方、範囲等を説明する。

その上で、「元方事業者」及び「関係請負人」の定義を説明することとする。

3. 2. 1 「一の場所（または同一場所）」とは、「混在作業」とは

本指針は、「元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害（以下『混在作業による労働災害』という）の防止」を目的としている。

そこで、まず、「一の場所（または同一場所）」の意味、考え方について以下に説明する。そこから、「混在作業」とは、元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が「一の場所」において行われるような作業の状態と考えることができる。

（1）「一の場所」として取り扱う範囲

「一の場所」の範囲については次の通達でその解釈が示されている。

「一の場所」の範囲（通達 昭和 47.9.18 基発第 602 号）：

請負契約関係にある数個の事業によって仕事が相関連して混在的に行われる各作業場ごとに「一の場所」として取り扱われるのが原則であり、具体的には、労働者の作業の混在性等を考慮して、安衛法の趣旨に即し、目的論的見地から定められるものであること。

ここで言う「相関連して混在的に行われる」仕事とは、同時に行われるものだけでなく、時間的に前後して行われる仕事であっても相関連するものであれば含んだものであること、また、請負会社が雇用する労働者に注文者から直接指揮命令が出されているような状態（4.4.9（2）参照）を言っているのではないことに注意する必要がある。

（2）製造業（造船業を除く）での「一の場所」の具体的な例示

次の通達のとおり、製造事業場内の各工程の工場や作業場または最大では製造事業場全域とかなり広い範囲になることが示されている。

「一の場所」の例示（通達 平成 18. 2. 24 基発第 0224003 号）：

自動車製造業関係：

- ・プレス・溶接作業場の全域
 - ・塗装作業場の全域
 - ・組立作業場の全域
- 又は自動車製造事業場の全域

(参考：自動車製造関係以外の例示)

鉄鋼業関係：

- ・製鋼作業場の全域
 - ・熱延作業場の全域
 - ・冷延作業場の全域
- 又は製鉄所の全域

化学工業関係：

- ・製造施設作業場の全域
 - ・用役（ユーティリティ）
 - ・施設作業場の全域
 - ・入出荷施設作業場の全域
- 又は化学工業事業場の全域

実際に「一の場所」として扱うエリアの決定は、その混在性と前記通達の一般的な例示をもとに、個々の事業場ごとに最終的には事業の実態に応じて判断せざるを得ないが、混在作業による労働災害防止という安衛法の趣旨に照らして、法や指針で求められている事項を確実に実施するため、漏れの無い総合的な安全衛生管理を行うように定めることが必要である。

漏れの無い総合的な安全衛生管理を推進するためには、事業場内の個々の工場等が「一の場所」に該当する場合であっても、個々の工場等を単位として安全衛生管理を推進することに加えて、事業場全域を対象とした安全衛生管理を併せて推進することが適当である。

(3) 自動車製造業での「一の場所」の例

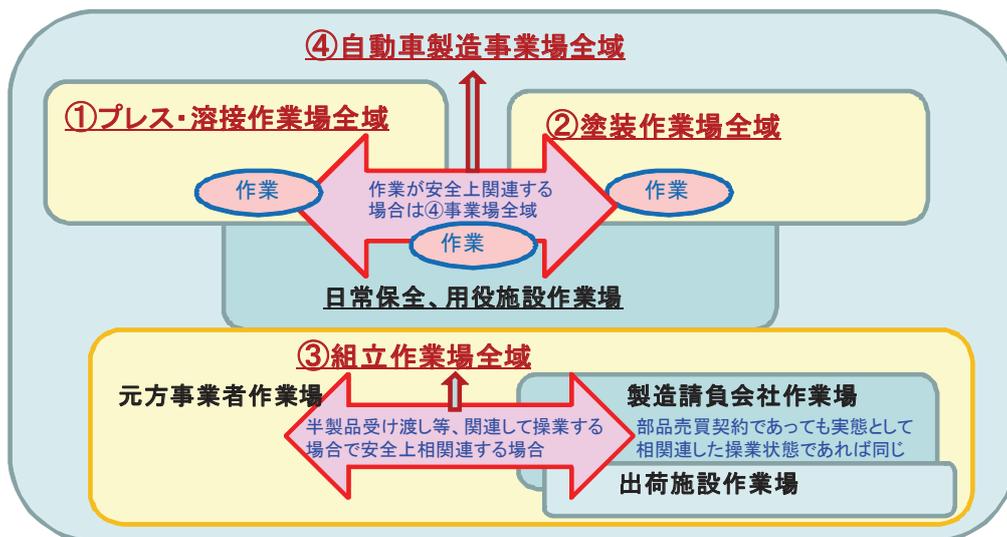


図 3. 3 自動車製造業での「一の場所」の例

自動車及び同部品製造業の事業場内での「一の場所」については、前述の通達の一般的な例示を元に実態に即して定めるとしたが、その判断のポイントとしては製造業の仕事の一部を事業所構内または各製造工程の工場内で請負させている場合の労働者の作業の混在性を考慮する必要がある。

(4) 「一の場所」に該当するか否か

(ア) 製造請負

自動車製造業での例では、事業場構内または組立工場建屋内で、自動車製造会社の製造ラインに隣接して請負会社の製造ラインがあるようなケースでは、区画壁で仕切られていても、電源供給等をはじめとする設備面や、部品や半製品の搬送受け渡し等の作業面で自動車製造会社の労働者と請負会社の労働者の作業が安全上に関連する場合には、その作業の混在性から製造、事業場構内または組立工場建屋内が「一の場所」となる可能性がある。

(イ) 日常保全等の作業の請負

製造設備の日常保全等の作業を協力会社に請け負わせるようなケースでは、自動車製造会社の仕事の一部を請負会社に請け負わせる形で、親会社の作業と請負会社の作業が安全上に関連する場合には、その作業の混在性から、日常保全を行う製造設備の作業場が「一の場所」となる可能性がある。

(ウ) 部品や半製品の売買（供給）契約での工場内授受

請負契約としないで売買契約での部品または半製品の受け渡しの形で、(ア)で述べた例のような場合は、契約方式の如何に関わらず現場の実態として同じ工場内等で、製造の仕事の一部を請負っており、部品の搬送受け渡しや電源他ユーティリティ供給等で安全上に関連しながら作業をしているような場合は、その作業の混在性から、部品等の授受を行う工場全体が「一の場所」となる可能性がある。

但し、構内の土地建物を借りているだけで、事業場の製造事業とは関係のない部品を製造し、構外他社に供給する事業を行い、作業に親会社が一切関与せず、親会社の作業と協力会社の作業が安全上に関連しない場合は、その作業の混在性からみて、その構内の土地建物は「一の場所」とならない可能性が高い。

(5) 自動車製造会社を元方事業者として統括管理すべき「一の場所」とはならない場合

これらのエリアが自動車製造会社のみ作業場である場合は、そもそも製造の事業の仕事の一部を請負させておらず、自動車製造会社を元方事業者として統括管理すべき「一の場所」とはならない。

また自動車製造会社の事業場構内の土地や建物を請負会社等（製造請負会社を含む）に貸与し、その運営管理はすべて請負会社等に委託し、自動車製造会社は単に貸主であり、作業場内で行う作業に一切関与していない場合も自動車製造会社を元方事業者として統括管理すべき「一の場所」とはならない。

3. 2. 2 「元方事業者」と「関係請負人」、「注文者」と「発注者」とは

(1) 元方事業者と関係請負人とは

「元方事業者」と「関係請負人」の定義は、業種にかかわらず事業者の区分として安衛法第15条(建設業での統括安全衛生責任者の規定。参考資料参照)の条文の中で以下となっている。

| |
|--|
| <p>元方事業者：事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請負わせている者 上記の請負契約が複数ある場合は最も先次の請負契約における注文者</p> <p>関係請負人：元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人</p> |
|--|

たとえば自動車製造業で説明すると、製造事業場または各工程工場を「一の場所」とし、その場所で行う製造業の事業の仕事の一部を請け負わせている者や、最も先次の請負契約における注文者が元方事業者となるが、それは自動車・自動車部品製造会社に他ならない。

また自動車製造業での関係請負人は元方事業者の仕事の一部を請負契約により行う時の請負人であり、事業場構内請負会社(製造請負会社や保全工事会社等)が該当する。

| |
|---|
| <p>元方事業者の定義の考え方： 請負契約の最先次の注文者(一般に後述の発注者)であれば、事業場構内や各工程工場の一の場所での設備や操業などの事業全般にわたり責任と権限を有しており、その事業の仕事の一部を請け負わせている関係請負人を含めた混在作業の横断統括的な管理の実効をあげるのにふさわしい者となる</p> |
|---|

(2) 自動車・自動車部品製造会社が元方事業者とならない場合

ラインの新設や製造設備の改修工事等において、工事の全部を外部の専門事業者(建設事業者(ゼネコン等)、設備メーカー、商社など)に発注するなど仕事の全部を注文し、自動車・自動車部品製造会社はその仕事を行わない場合は、独立した「建設業の仕事」(下記の判断目安参照)として、自動車・自動車部品製造会社は注文者としての義務は負うが元方事業者とはならない。

「建設業の仕事」をしているか否かの目安：

- 1) 「建設業の仕事」のとらえ方は、当該事業の実態に即して考えられるべきもので、たとえば、鉄鋼業において、その事業として常態的に行う炉等の補修を構内に常駐する修理業者に請け負わせる場合、それが大がかりな補修工事であって、外部の設備修理業者に発注するものは、独立の建設工事とみなされる（昭和 48. 3. 19 基発第 145 号）。
- 2) 発注者が工事の施工管理を行う場合は建設業の仕事を行うものに含まれる。但し、工事の設計監理のみを行っているに過ぎない場合は含まれない（昭和 47. 9. 18 基発第 602 号）。
- 3) 「施工管理」とは、工事の実施を管理することで、工程管理、作業管理、労務管理等の管理を総合的に行う業務をいい、通常総合工事業者（ゼネコン）が行っている業務がこれに該当する。
- 4) 「設計監理」とは、設計図、仕様書等の設計図書を作成し、工事が設計図書どおりに行われているかどうかを確認する業務をいい、通常設計事務所が行っている業務がこれに該当する（昭和 47. 11. 15. 基発第 725 号）。

(3) 注文者と発注者とは

注文者：請負契約において、仕事の成果に対して、報酬を支払う者

発注者：注文者のうち、その仕事を他から請け負わないで注文している者（安衛法第 30 条）

「発注者」は安衛法第 30 条（第 30 条の 2 にも準用）の第 2 項で上記のように定義され、自動車・自動車部品製造会社が該当する。発注者は必ずしも仕事をしない事業者ではないが、発注者が設計監理のみで仕事をしない場合で分割発注時は複数の元請（この場合は元請が元方事業者で複数存在）の内、作業を統括すべき者を指名する義務がある。（第 4 章参照）

以上、元方事業者である自動車・自動車部品製造会社とその事業場構内で製造事業の仕事の一部を請け負わせている場合の各事業者の関係を図示すると図 3.4 となる。

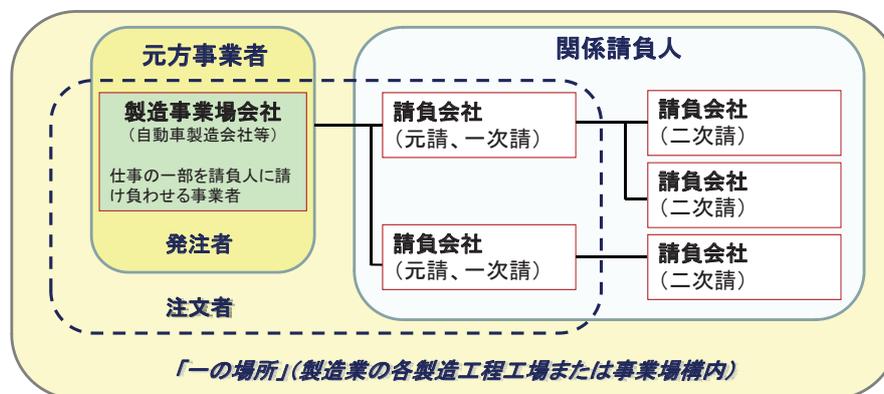


図 3. 4 製造業事業場構内で製造の仕事の一部を請負の時の元方事業者と関係請負人

3. 2. 3 元方事業者・関係請負人と元請・二次請の関係

「元方事業者」と「関係請負人」は安衛法での事業者の分類の法律用語であり、「元請」と「二次請」は請負契約上の事業者の分類の一般用語であり、両者は必ずしも一致しない。

下図 3.5 は自動車・自動車部品製造会社が設計監理のみで外部のゼネコン等に委託する場合も含めた図である。

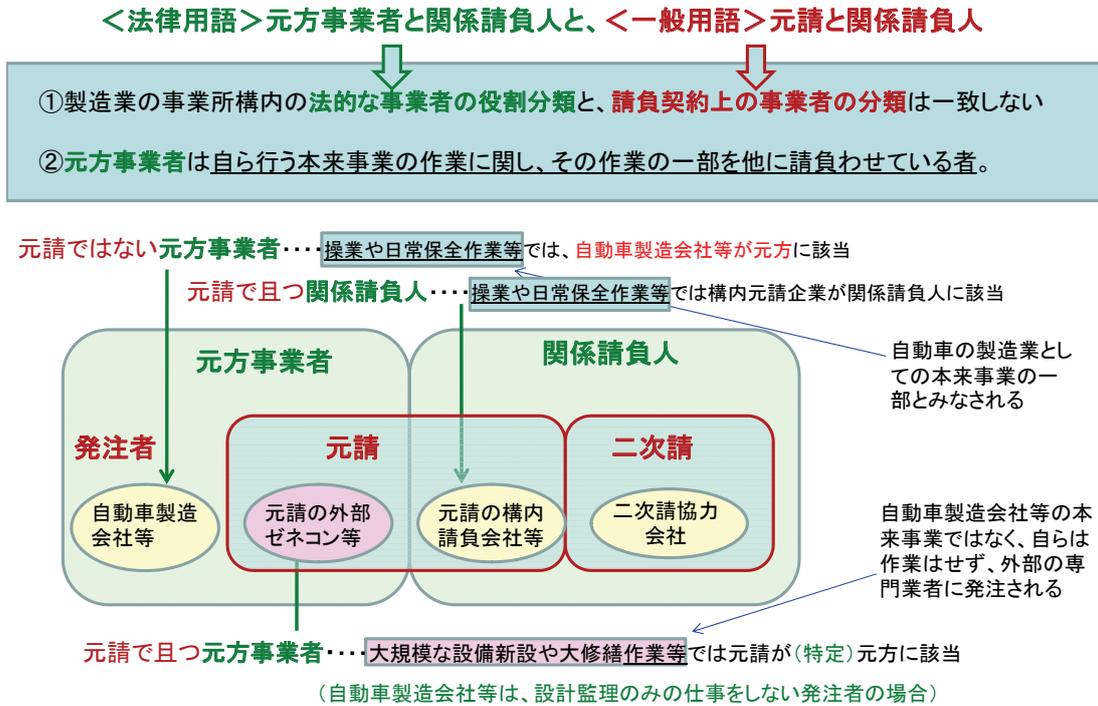


図 3. 5 元方事業者と元請、関係請負人と元請および関係請負人の関係

製造業の事業場構内での大規模修理や設備建設工事において、製造事業場がその工事の全部を外部の建設会社等に発注し自らはその仕事を行わず、設計監理のみであるような場合は、その建設会社等が特定元方事業者として、安衛法第 15 条や第 30 条などや建設業元方指針に基づく安全衛生管理体制を講じる必要がある。

この場合、自動車・自動車部品製造会社は「元方事業者」でなく、工事を請け負った建設会社等が「特定元方事業者」であり、「元請」（自動車・自動車部品製造会社からの発注を受けたゼネコン）となることから、「製造業の「元方事業者」と建設会社の「元請」とは異なるものであること」に注意したい。